

件 名	愛媛県歴史文化博物館事業推進基金条例
主 管 課	まなび推進課
根拠法令等	

**【制定の概要】**

**1 設置**

歴史文化博物館が行う事業を推進するため、基金を設置

**2 積立**

一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額

**3 管理**

現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管

**4 運用益金の処理**

収益は、予算に計上して、基金に編入

**5 処分**

基金は、第1条の事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

**6 繰替運用**

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

施 行 日	公布の日
-------	------

**【その他参考事項】**